

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成25年
9月20日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)……………一
 - 生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出 (厚政課)……………三
 - 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定 (三件) (厚政課)……………三
 - 指定施業要件の変更予定保安林 (森林整備課)……………五
 - 道路の位置の指定 (建築指導課)……………六
- 公告
 - 基本測量の実施 (監理課)……………六
 - 開発行為に関する工事の完了 (建築指導課)……………六
- 公安委告示
 - 警備業法の一部を改正する法律附則第五条の規定による検定合格者審査の実施……………六



山口県告示第三百七十号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の設置をすることが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十五年九月二十日から同年十月十日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十五年九月二十日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 東ソー株式会社
住 所 周南市開成町四五六〇番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 東ソー株式会社南陽事業所
所在地 周南市開成町四五六〇番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 ($m^3/日$)	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日
二七―イ	二〇	平成二五、 一〇、一	平成二六、 三、三二	平成二六、 四、一
二七―ヌ	二一〇	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃

備考 「二七―イ」及び「二七―ヌ」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する過施設及び廃ガス洗浄施設をいう。

No. 2	排水口	〃	〃	三	五	一〇	二〇	〃	一・三	二・二	〃	〃	二、九四〇、五〇八	二、九四〇、五〇八
-------	-----	---	---	---	---	----	----	---	-----	-----	---	---	-----------	-----------

山口県告示第三百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十五年九月二十日

山口県知事 山本 繁太郎

居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名	事業所 所在地	事業の 種類	廃止年月日
株式会社マス トコーポレー ション	光市浅江二丁 目三番二〇号	さくら・介護 ステーション	周南市大字樋 口六〇五の一	訪問介 護	平成二五、 八、三一

介護予防事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	介護予防事業所 名	事業所 所在地	事業の 種類	廃止年月日
株式会社マス トコーポレー ション	光市浅江二丁 目三番二〇号	さくら・介護 ステーション	周南市大字樋 口六〇五の一	介護予 防訪問	平成二五、 八、三一

山口県告示第三百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十五年九月二十日

山口県知事 山本 繁太郎

居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名	事業所 所在地	事業の 種類	指定年月日
株式会社清光 サービス	宇部市恩田町 三丁目三番一 五―五号	デイサービス 上町ほつとス マイル	宇部市上町一 丁目四番一八 号	通所介 護	平成二五、 七、〃

株式会社ホー ムヘルパーさ くら	宇部市常盤町 一丁目三番五 号	さくら訪問介 護ステーション	宇部市常盤町 一丁目三番五 号	訪問介 護	平成二五、 八、〃
合同会社リー ド	〃 〃 〃 〃	ヘルパーリー ド	〃 〃 〃 〃	〃	〃
株式会社ライ フサポート	〃 〃 〃 〃	訪問介護ス テーションの ぞみ	〃 〃 〃 〃	〃	〃
養護老人ホー ム長生園組合	山陽小野田市 大字植生二一 五六の二	養護老人ホー ム長生園訪問 介護事業所	山陽小野田市 大字植生二一 五六の二	〃	〃
社会福祉法人 施福会	熊毛郡田布施 町大字宿井四 〇六	たぶせ苑指定 訪問介護事業 所	熊毛郡田布施 町大字宿井四 〇六	〃	平成一八、 四、〃
社会福祉法人 周陽福祉会	防府市岸津二 丁目二四番二 〇号	岸津苑訪問看 護ステーション	防府市岸津二 丁目二四番二 〇号	訪問看 護	平成二五、 八、〃
株式会社ピー エー	〃 〃 〃 〃	株式会社ピー エー訪問看護 ステーション ゆうの風三田 尻	〃 〃 〃 〃	〃	〃
有限会社ヘイ ワ薬局	〃 〃 〃 〃	メディカルド ラッグピス ティー店	〃 〃 〃 〃	居宅療 養管理 指導	〃
〃	〃 〃 〃 〃	ヘイワ薬局仁 井令店	〃 〃 〃 〃	〃	〃
〃	〃 〃 〃 〃	ヘイワ薬局佐 波店	〃 〃 〃 〃	〃	〃
株式会社エス マイル	〃 〃 〃 〃	オリブ薬局 平生店	〃 〃 〃 〃	〃	〃
〃	〃 〃 〃 〃	〃	〃 〃 〃 〃	〃	〃
有限会社YO U	〃 〃 〃 〃	あおぞら薬局	〃 〃 〃 〃	〃	平成一八、 〃 〃
株式会社清光 サービス	〃 〃 〃 〃	〃	〃 〃 〃 〃	〃	〃

名称	住所	業種	指定年月日
合同会社リード	〓 西本町一丁目七番一三〇	デイサービス	〓 〓
合同会社優悠	〓 大字奥万倉四二六の一	デイサービス	〓 〓
医療法人かむらクリニクス	〓 山口市小郡下郷三〇七の二	若菜東岐波デ	〓 〓
社会福祉法人華世会	〓 防府市大字伊佐江一〇三九の一	ヘステイア天神	〓 〓
北野 裕之	〓 大字下右田一〇三五	デイサービス	〓 〓
株式会社ピーエー	〓 警固町二丁目六番四二	株式会社ピーエー	〓 〓
山口美祢農業協同組合	〓 美祢市大嶺町東分三四四三	美祢市大嶺町東分四丁目一五番七号	〓 〓
特定非営利活動法人きらら山口福祉の会	〓 山口市秋穂二島三二七の四	〓 〓	〓 〓

山口県告示第三百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。
平成二十五年九月二十日

居宅介護支援事業者の名称	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
こすもす合同会社	こすもす居宅介護支援事業所	宇部市南小羽山一六二〇一	平成二五、七、一
医療法人かむらクリニクス	若菜居宅介護支援事業所	波五四三六の四	〓 〓

山口県告示第三百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。
平成二十五年九月二十日

介護予防事業者の名称又は住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
株式会社ホームヘルパーさくら	さくら訪問介護ステーション	宇部市常盤町一丁目三番五号	介護訪問	平成二五、八、一
合同会社リード	ヘルパーリード	〓 西本町一丁目七番一三〇	〓	〓
株式会社ライオ	訪問介護ステーションのぞみ	〓 寿町二丁目一番一号	〓	〓
社会福祉法人周陽福祉会	岸津苑訪問看護ステーション	〓 防府市岸津二丁目二番二〇号	介護訪問看護	〓
有限会社ハイワ薬局	メデイカルドラッグピストイイ店	〓 〓 番七号	介護予防	〓
〓	ハイワ薬局仁井令店	〓 〓 番一号	〓	〓
〓	ハイワ薬局佐波店	〓 〓 番九号	〓	〓
株式会社エスマイル	オリブ薬局平生店	〓 〓 番五	〓	〓
〓	あおぞら薬局	〓 〓 番五	〓	〓
〓	〓	〓 〓 番一	〓	〓
株式会社清光サービス	デイサービス上町ほっとマイル	〓 〓 番一八	介護訪問	〓

合同会社リー ド	〃 西本町 一丁目七番一 三号	〃 デイサービス リード	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃
合同会社優悠	〃 大字奥 万倉四二六の 一	〃 デイサービス 幸せの種	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃
社会福祉法人 華世会	〃 防府市大字伊 佐江一〇三九 の一	〃 ヘステイア天 神デイサービ スセンター	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃
北野 裕之	〃 大字下 右田一〇三五	〃 デイサービス センターなん てん	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃
山口美祢農業 協同組合	〃 美祢市大嶺町 東分三四四三 の一	〃 J A 山口美祢 デイサービス センターふれ あい	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃
医療法人おか はら会おげん きハグニテイ	〃 大島郡周防大 島町大字小松 九一の四	〃 デイサービス こんべいとう	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃

山口県告示第三百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第二項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

平成二十五年九月二十日

山口県知事 山本 繁太郎

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

萩市大字佐々並字黒ヶ谷一五〇三の一、一五〇三の二、一五〇五の四から一五〇五の六まで、一五〇五第一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一五〇五第二、一五〇五第三、字杉山谷二四三三、二四四八の一、二四四八の四六から二四四八の六一まで、二四四八の七五、字大板ヶ原二四四八の一五、二四四八の一八、二四四八の二四、字女滝二四七八の一（次の図に示す部分に限る。）、二四七八の一〇、二四七八の一三、二四七八の一四、二四七八の一五から二四七八の一八まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字男滝二四八四

美祢市秋芳町別府字大原九二四の一、九二六の一、九三四、九三六の一、九四二、九四六の一、九五二、一六四二、一六四三、一六四四の一、一六四五、一六四五の五、一六四六、一六四六の三、一六四六の五、一六四七の一から一六四七の四まで、一六五〇の一から一六五〇の三まで、一六五一の一、一六五一の二、二九六四、字水

無九五八の七、九五八の八、九六〇、九六六、九六七、九八三、九九二、九九五、九九七、九九九、一〇〇二、一六二六、一六二七、一六二八の一、一六二八の二、一六二八の四から一六二八の六まで、一六二九の一、一六二九の二、一六三〇の二から一六三〇の四まで、一六三一の一から一六三一の三まで、一六三二から一六三四まで、一六三四の一、一六三六、一六三七、一六三八の一、一六三八の二、一六三九、一六四一、二九五六の一から二九五六の四まで、字こか浴一六三五、字権現山一六四五の二から一六四五の四まで、二〇九二の一から二〇九二の七まで、二〇九二の九から二〇九二の一四まで、二〇九二の一六、二〇九二の一八、二〇九二の一九、二〇九二の二四から二〇九二の三一まで、二〇九二の三三、二〇九二の三五から二〇九二の三八まで、二〇九二の四二、二〇九二の五〇から二〇九二の五八まで、字市ヶ浴一六五二、一六五二の一、一六五四の一、一六五五の一、一六五六の一、字鶯巣一六五八、一六五八の一、一六五八の二、字千人塚一六六〇、一六六四、一六六五、一六六八、字野々迫二九九三の一から二九九三の五まで

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

萩市大字明木字惣田一一一九、一一三三、四一一四、字惣田森ヶ浴一一二一から一一三三まで、一一二七、字惣田森ヶ浴入口左一一三〇

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。
 - (二) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。

山口県告示第三百七十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十五年九月二十日

山口県知事 山本 繁太郎

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市楠木町二丁目三〇の一五	四・〇	四二・四	平成二五、九、一六



(三二七) 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十五年九月二十日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 作業の種類
基本測量（成果不整合地域における基準点改測）
- 二 作業の地域

- 三 作業の期間
山口市
平成二十五年十月一日から同年十二月十六日まで

(三二八) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十五年九月二十日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
下松市南花岡五丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
周南市鐘楼町三番一号
三和土地建物株式会社



山口県公安委員会告示第四十四号

警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）附則第五条の規定により、検定合格者審査を次のとおり実施する。

平成二十五年九月二十日

山口県公安委員会

- 一 審査を行う警備業務の種類及び級並びに審査の定員
(一) 種別及び級
空港保安警備業務（一級）、空港保安警備業務（二級）、施設警備業務（一級）、施設警備業務（二級）、交通誘導警備業務（一級）、交通誘導警備業務（二級）、核燃料物質等危険物運搬警備業務（一級）、核燃料物質等危険物運搬警備業務（二級）、貴重品運搬警備業務（一級）及び貴重品運搬警備業務（二級）
- (二) 定員 五十人
- 二 審査の日時及び場所

日 時 場 所
 平成二五、一一、五 午前九時から正午ま 山口市滝町一番一号
 で 山口県警察本部

三 審査の対象者

警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「規則」という。)(附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧規則」という。)(第一条第一項に規定する検定(以下「旧検定」という。)(に合格した者(次のいずれかに該当する者を除く。)

(一) 規則の施行の際現に旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して一年以上である警備員

(二) 規則の施行の際現に旧検定に係る警備業務に係る旧規則第十二条第一項に規定する指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して一年以上である者(一)に掲げる者を除く。)

四 審査の方法

学科試験及び実技試験により行うものとする。

五 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十五年十月七日(月曜日)から同月十一日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

六 審査申請書の提出先

(一) 山口県公安委員会から旧規則第八条の合格証の交付を受けている者

山口県内の最寄りの警察署

(二) 山口県公安委員会以外の公安委員会から旧規則第八条の合格証の交付を受けている者

山口県内の住所地を管轄する警察署又はその者が警備員である場合におけるその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

七 提出書類

(一) 審査申請書(規則附則別記様式によること。)

(二) 添付書類

1 六の(二)に該当する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面又は山口県内の営業所に属することを疎明する書面

2 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に

撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名

及び撮影年月日を記入すること。)

3 旧規則第八条の合格証の写し

八 審査手数料

四千七百円に相当する山口県収入証紙を審査申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 その他

(一) 審査申請書は、審査申請書を提出することとなる警察署に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部生活安全全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇)にすること。

平成二十五年九月二十日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁